

(2) 大崎市水道事業及び下水道事業工事等の入札に係る積算疑義申し立て制度について

大崎市水道事業及び下水道事業では、入札の透明性及び公平性を確保するため、令和5年5月2日以降に公告する建設工事及び建設関連業務（以下、「工事等」という。）について、入札後に市の積算に対して疑義の申し立てができる制度を実施いたします。

1 対象案件

本市水道事業及び下水道事業が発注する一般競争入札及び指名競争入札に付した案件
（建設工事130万以上、建設関連業務50万円以上のもの）

2 疑義申し立てが行える者

当該入札の参加者（落札候補者または落札者を除く）に限る。

3 疑義申し立ての対象

- (1) 入札の開札において、落札候補者の指定又は落札者の決定が宣言されたもの。
- (2) 入札前に公表された設計図書に含まれる設計書で、金額入り設計書を確認しなければ判明しない積算上の疑義があるとき。

※入札前の質問で対応すべき事項については、疑義申し立ての対象としません。

4 金額入り設計書の閲覧

疑義申し立てをしようとする入札参加者は、金額入り設計書を閲覧することができます。

(1) 閲覧期間

- ①開札日の翌日から開札日の翌々日の午後5時まで
（総合評価については、落札候補者を指定した翌日から、翌々日の午後5時まで）
- ②1事業者30分程度とし、コピーや写真撮影等は禁止とする

(2) 閲覧場所

契約担当課

(3) 市に提出する書類

- ①金額入り設計書閲覧請求書（様式第2号）
- ②入札参加者であることを証するもの（会社の身分証明書、社名の入った健康保険書等）

5 積算疑義の申し立て

入札参加者は、市の金額入り設計書を確認後、自社の積算内訳書と比較し、疑義のある場合には市に入札疑義の申し立てをすることができます。

- (1) 申し立て期間
開札日の翌日から開札日の翌々日の午後5時まで
(総合評価については、落札候補者を指定した日の翌日から、翌々日の午後5時まで)
- (2) 市に提出する書類
 - ①積算疑義申立書(様式第1号)
 - ②入札参加者であることを証するもの(会社の身分証明書、社名の入った健康保険書等)

6 疑義申し立てとして取り扱わないもの

- (1) 当該入札の参加者以外から申し立てられたとき。
- (2) 当該入札の落札候補者又は落札者(以下「落札候補者等」という。)から申し立てられたとき。
- (3) 積算疑義申立ての対象となる工事等が特定できないとき。
- (4) 積算疑義申立ての内容が具体的でないとき又はその他内容が特定できないとき。
- (5) 設計図書で確認できるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該入札に直接関係がないとき。

7 疑義申し立てがない場合

積算疑義申し立て期間内に申し立てがない場合は、速やかに落札決定の手続きを進めます。

8. 疑義申し立て書が提出された場合

- (1) 疑義申し立て期間の終了後に、落札者の決定を回答が完了するまで保留し、その旨を入札参加者全員に通知します。
- (2) 積算に誤りがなかった場合
疑義申し立てがあつたが、調査の結果、市の積算に誤りがない場合は、速やかに入札手続きを進めます。
- (3) 積算誤りがあつた場合
疑義申し立てがあり、調査の結果、市の積算に誤りがあつた場合は、次のとおり入札の有効・無効を決定します。
 - ①市の積算に誤りがあつたが、落札候補者に変更がない場合
入札は有効ととし、入札手続きを進めます。この場合、契約は落札金額で締結することとし、変更契約が生じた場合は、積算誤りを修正した設計金額に落札率を乗じた額で変更契約を締結します。
ただし、落札候補者が契約を望まない場合は入札を無効とし、後日、再度公告を行います。
 - ②市の積算に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる場合

入札を無効とし、中止します。後日、再度公告を行います。

(4) 入札の再開、取りやめ又は落札者決定の取り消しについては、その旨を入札参加者全員に通知します。